

債権譲渡承諾依頼書

令和 年 月 日

宮崎市上下水道事業管理者
上下水道局長 殿

請負者

(譲渡人) 甲 住所
氏名



(譲受人) 乙 住所 宮崎市鶴島三丁目175-1
氏名 宮崎管工事協同組合 代表理事 古澤 雄二



譲渡人(以下「甲」という。)と宮崎管工事協同組合(以下「乙」という。)の間で締結した令和 年 月 日付け債権譲渡契約証書に基づき、甲は、甲が貴殿に対して有する下記の工事請負代金債権を乙に譲渡することにつき、宮崎市工事請負契約約款及び宮崎市上下水道局工事請負契約約款(以下「約款」という。)第5条第1項ただし書に規定する承諾をいただきますようお願いいたします。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金融資又は当該工事の施工に必要な建設資材供給を行うとともに、甲の下請業者に対する適切な支払の確保を図るものとします。

なお、約款第44条に規定する瑕疵担保責任は、当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

また、甲及び乙は約款第34条に規定する前金払、中間前金払及び約款第37条に規定する部分払は、貴殿による御承諾以降は請求しません。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 工期 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日
- 4 (1)請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による
-(2)前払金額 金 円
-(3)中間前払金額
及び部分払金額 金 円
(4)債権譲渡額 金 円 (令和 年 月 日現在見込額)
ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

債権譲渡承諾書

文書番号
令和 年 月 日

[甲] 殿
[乙] 宮崎管工事協同組合 代表理事 古澤 雄二 殿

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、宮崎市工事請負契約約款及び宮崎市上下水道局工事請負契約約款(以下「約款」という。)第5条第1項ただし書の規定により承諾します。

なお、本承諾によって約款第44条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

また、甲及び乙は約款第34条に規定する前金払、中間前金払及び約款第37条に規定する部分払は、本承諾以降は請求できないものとします。

記

- 1 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合にあっては、約款第31条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とし、本件工事請負契約が解除された場合にあっては、約款第49条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。
なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書4(1)及び(4)の金額は変更後の金額とする。
- 2 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金、乙が甲に対して供給する資材代金債権及び甲倒産時の当該工事に係る下請負人の債権を担保するものであって、乙が甲に対して有するそれ以外の債権を担保するものではないこと。
- 3 甲及び乙は、譲渡債権について他の第三者に譲渡し、若しくは質権を設定し、その他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。

(発注者)



確定日付欄
令和 年 月 日